



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荻 津 仁 彦
 (J A S D A Q ・ コード 1997)
 問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 藤 沼 一 男
 電 話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 19 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も社外取締役および社外監査役として、適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結できる規定を新設するものであります。
 なお、変更案第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 補欠監査役についての規定の表現を変更するものであります。
- (3) その他上記の変更に伴い、条文の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線__は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 29 条 条文記載省略	第 1 条～第 29 条 現行のとおり
新 設	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 30 条～第 32 条 条文記載省略	第 31 条～第 33 条 現行のとおり

現行定款	変更案
<p><u>(監査役補欠者の予選の効力)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役補欠者の予選に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>第 34 条～第 37 条 条文記載省略</p> <p>新 設</p> <p>第 38 条～第 44 条 条文記載省略</p>	<p>削 除</p> <p>削 除</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 35 条～第 38 条 現行のとおり</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 40 条～第 46 条 現行のとおり</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
- (2) 定款変更の効力発生日

平成 27 年 11 月 19 日
平成 27 年 11 月 19 日

以 上